第二百十一条の六十五第一号中「に規定する」を「の規定（共同保険契約以外の保険契約にあっては、同条第一項ただし書の規定を除く。）による」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保険契約の移転後の通知の省略）

**第二百十一条の六十五の二**　法第二百七十二条の二十九において準用する法第百四十条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第二百十一条の六十二の二各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月二十八日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この府令の施行の日から子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日の前日までの間におけるこの府令による改正後の保険業法施行規則（次項において「規則」という。）第五十六条の二第二項第六号の二の適用については、同号中「第二条第六項」とあるのは「第七条第一項」とする。

2　子ども・子育て支援法の施行の際現に前項の規定による規則第五十六条の二第二項第六号の二に掲げる業務を営む会社であって、保険会社が保険業法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第百二十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）若しくはこの府令による改正後の規則第八十五条第一項（第七号の二に係る部分に限る。）の規定による届出をしたもの又は新保険業法第二条第十六号に規定する保険持株会社が新保険業法第二百七十一条の三十二第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をしたものに係る前項の規定による規則第五十六条の二第二項第六号の二の規定は、この府令による改正後の規則第五十六条の二第二項第六号の二の規定とみなす。

# 府令・省令

**○内閣府総務省令第六号**

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第八号中「、第九号から第十三号まで又は第十五号」を「又は第九号から第十五号まで」に改める。

第二十七条第二号を次のように改める。

二　保険業法第百条の三ただし書、第百六条第五項若しくは第百七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の規定による承認

第二十八条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　保険業法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

第二十八条第一項第十号中「（保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）」を削る。

**附　則**

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月二十八日）から施行する。

# 省令

**○農林水産省令第六十四号**

花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第百二号）第十一条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、並びに同法及び花きの振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百七十号）を実施するため、花きの振興に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

花きの振興に関する法律施行規則

（研究開発事業計画の認定の申請）

**第一条**　花きの振興に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により研究開発事業計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

二　当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

三　当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（研究開発事業計画の変更の認定の申請）

**第二条**　法第十二条第一項の規定により研究開発事業計画の変更の認定を受けようとする認定研究開発事業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　当該研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の実施状況を記載した書類

二　前条第二項各号に掲げる書類

（出願料軽減申請書の様式）

**第三条**　花きの振興に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第三号により作成しなければならない。